

白河高齢者在宅サービスセンター運営規程

〈介護予防・日常生活支援総合事業〉

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あそか会が運営する白河高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う江東区介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「職員」という。）が、介護予防ケアマネジメントで介護予防型通所に該当する利用者に対し、適正な総合事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の職員は、利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の心身機能の向上を図るために、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供しその他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、効果的・効率的な総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 総合事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 白河高齢者在宅サービスセンター
- (2) 所在地 東京都江東区白河3丁目4番3号201

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（他職種と兼務できる）

管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 従業員

生活相談員 1名以上（他職種と兼務できる）

生活相談員は、総合事業の利用申込みに係る調整、他の職員に対する相談助言及び技術指導を行い、個別サービス計画の作成等を行う。

介護職員 1名以上（他職種と兼務できる）

介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

看護職員 1名以上（他職種と兼務できる）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握をするとともに、衛生管理等の業務を行う。

機能訓練指導員 1名以上（他職種と兼務できる）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(3) その他職員

管理栄養士 1名

管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、栄養改善サービスの提供を行う。

その他、必要に応じて職員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

(サービス提供時間帯及び利用定員)

第6条 サービス提供時間及び利用定員は、次のとおりとする。

(1) サービス提供時間帯

午前9時00分から午後3時00分まで

(2) 利用定員 1日10人

(総合事業の提供方法、内容等)

第7条 総合事業の内容は、地域包括支援センター等が作成した計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、利用者へ次に掲げるサービスを提供する。

(1) 生きがい活動等に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、生きがい活動を実施する。これらの活動を通じて、交流の場などの地域とのつながりや、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持、又は向上を目指す。

ア. レクリエーション イ. 音楽活動 ウ. 制作活動 エ. 行事的活動 オ. 体操等

(2) 機能訓練に関すること

体力や機能の維持向上を図るために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作、生活行為を達成するための訓練を行う。

(3) 入浴に関すること

必要性に応じ、安全な環境にて入浴サービスを提供する。

(4) 食事に関すること

必要とする利用者に対し、栄養バランスに配慮した食事サービスを提供する。

(5) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し、能力等に応じた方法で安全な送迎サービスを提供する。

(6) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における相談および助言を行う。

2 総合事業の提供においては、以下のことに留意する。

(1) 利用者に対し、総合事業について十分な説明を行い、自立することへの意欲向上を支える。

(2) 利用者は事業所が作成する個別サービス計画に基づき、自らの意思に基づいて事業所のプログラムに参加するよう支援する。

(3) 利用者の日常生活における自立することへの取組の継続を支援する。

(地域包括支援センター等との連携等)

第9条 総合事業の提供にあたっては、利用者にかかる地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活環境の変化、サービス利用方法・内容の変更があった場合、当該利用者にかかる地域包括支援センター等に連絡するとともに綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく総合事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して総合事業の提供が困難と認めた場合、利用定員が上限に達した場合等、当該利用者にかかる地域包括支援センター等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別サービス計画の作成等)

第10条 総合事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、個別サービス計画を作成する。また、すでに介護予防ケアマネジメントが作成されている場合には、その内容に沿った個別サービス計画を作成する。

2 総合事業の個別サービス計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、総合事業の個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第11条 職員は、総合事業を提供した際には、その提供日・内容、その他必要な記録を事業所内の記録や事業所が用意した利用者連絡帳等に記載する。

(総合事業の利用料等及び支払いの方法)

第12条 総合事業を提供した場合の利用料の額は、江東区総合事業が定められた基準によるも

のとし、利用者の介護保険負担割合証の負担額とする。

2 総合事業にかかる食費、その他利用者が負担すべき費用については、別紙料金表に定めるものとする。

3 総合事業の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書又は電磁的記録で説明した上で、支払いに関する同意を得る。

4 総合事業の利用者は、当事業所の定める期日に別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は江東区とする。

(契約書の作成)

第 13 条 総合事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面又は電磁的記録を以って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）又は文書成立の真正を証明する代替え手段を明示する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者が総合事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第 15 条 従業員等は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 12 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

(秘密の保持)

第18条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報提供同意書）又は電磁的記録により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

2 従業員は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第19条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第20条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに従業員に周知徹底するものとする。

5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待発生・再発を予防するための委員会開催と指針の整備

(2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

(4) その虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関へ通報するものとする。

(身体拘束)

第 22 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 24 条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 1 回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、総合事業に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 2 年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あそか会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年	6 月	1 日	一部改正
平成 28 年	9 月	1 日	一部改正
令和 元年	5 月	1 日	一部改正
令和 3 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	4 月	1 日	一部改正
令和 5 年	4 月	1 日	一部改正
令和 6 年	4 月	1 日	一部改正

白河高齢者在宅サービスセンター運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あそか会が運営する白河高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業員（以下「従業員」という。）が、要介護状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業員は、要介護状態等にある利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 白河高齢者在宅サービスセンター
- (2) 所在地 東京都江東区白河3丁目4番3号201

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（他職務と兼務する事が出来る）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 従業員

生活相談員 2名以上（他職務と兼務する事が出来る）

生活相談員は、事業に対する利用申込みに係る調整、他の従業員に対する相談助言及び技術指導を行い、通所介護計画の作成等を行う。

介護職員 5名以上（他職務と兼務する事が出来る）

介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

看護職員 1名以上（他職務と兼務する事が出来る）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握をするとともに、衛生管理等の業務を行う。

機能訓練指導員 1名以上（他職務と兼務する事が出来る）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(3) その他職員

管理栄養士 1名

管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、栄養改善サービスの提供を行う。

その他、必要に応じて職員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日・祝日

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

(サービス提供時間帯及び利用定員)

第6条 サービス提供時間帯及び利用定員は、次のとおりとする。

(1) サービス提供時間帯：午前9時00分から午後4時45分までの間で計画に基づき提供

(2) 利用定員：1日 30人

(指定通所介護の提供方法、内容等)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助 イ. 移動、移乗の介助 ウ. その他必要な身体介護

(2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する

ア. 衣類着脱の介護 イ. 身体の清拭、整髪、洗身 ウ. その他必要な入浴の介護

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助 イ. 食事摂取の介助 ウ. その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練に関すること

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行う。また「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランス良く働きかける効率的なサービスを提供し、生活機能の維持・向上を図る。従業員は、事業の業務にあたる。

(5) 生きがい活動等に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、生きがい活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア. レクリエーション イ. 音楽活動 ウ. 制作活動 エ. 行事的活動 オ. 体操 カ. 養護

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービスを提供する。送迎車両には従業員等が添乗して必要な介護を行う

ア. 移動、移乗動作の介助 イ. 送迎

(7) 認知症ケアに関すること

認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるように、認知症の状態に合わせた効果的なサービスを提供する。

(8) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言

イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言

ウ. 自助具や福祉機器、在宅環境の整備に関する相談・助言

エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活環境の変化、サービス利用方法・内容の変更があった場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに綿密な連携に努める。

3 正当な理由なく事業の提供の提供を拒まない。ただし、通常の実地実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った通所介護計画又を作成する。

2 通所介護計画又の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得る。

3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第10条 従業員は、事業を提供した際には、その提供日・内容、事業について、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定通所介護の利用料等及び支払いの方法)

第11条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準又は江東区要綱によるものとし、事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じて支払う。

2 食費等、諸経費については、別紙料金表又は電磁的記録に掲げる費用を徴収する。

3 第1項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書又は電

磁的記録で説明した上で、支払いに関する利用者の同意を得る。

- 4 事業の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 12 条 通常の事業の実施地域は江東区とする。

(契約書の作成)

第 13 条 事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面又は電磁的記録を以って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）又は文書成立の真正を証明する代替え手段を明示する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 14 条 利用者が事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第 15 条 従業員等は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 12 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第 17 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

(秘密の保持)

第 18 条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報提供同意書）又は電磁的記録により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 従業員は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(苦情処理)

第 19 条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(介護事故発生時の対応及び防止等)

第 20 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに従業員に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待発生・再発を予防するための委員会開催と指針の整備
 - (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
 - (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (4) その虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関へ通報するものとする。

(身体拘束)

第 22 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場

合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 24 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

（2）継続研修 年 1 回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 2 年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あそか会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成２２年５月１日から施行する。

平成２４年	４月１日	一部改正
平成２４年	１２月１日	一部改正
平成２５年	４月１日	一部改正
平成２５年	６月１日	一部改正
平成２５年	７月１日	一部改正
平成２５年	８月１日	一部改正
平成２５年	１０月１日	一部改正
平成２７年	４月１日	一部改正
平成２８年	４月１日	一部改正
平成２８年	６月１日	一部改正
平成２８年	９月１日	一部改正
令和 元年	５月１日	一部改正
令和 ３年	４月１日	一部改正
令和 ４年	４月１日	一部改正
令和 ４年	５月１日	一部改正
令和 ５年	４月１日	一部改正
令和 ６年	４月１日	一部改正

白河高齢者在宅サービスセンター運営規程

< 単独型指定（介護予防）認知症対応型通所介護 >

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人あそか会が運営する白河高齢者在宅サービスセンター（以下「事業所」という。）が行う単独型指定認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）及び単独型指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「予防事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者（以下「従事者」という。）が、要介護状態又は要支援状態で認知症の状態である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ）に対し、適正な認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従事者は、要介護状態等にある利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 白河高齢者在宅サービスセンター
- (2) 所在地 東京都江東区白河3丁目4番3号201

（従事者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従事者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（他職種と兼務できる）

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 従業員

生活相談員 2名以上（他職種と兼務できる）

生活相談員は、事業又は予防事業に対する利用申込みに係る調整、他の従業員に対する相談助言及び技術指導を行い、認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画の作成等を行う。

介護職員 2名以上（他職種と兼務できる）

介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

看護職員 1名以上（他職種と兼務できる）

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握をするとともに、衛生管理等の業務を行う。

機能訓練指導員 1名以上（他職種と兼務できる）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(3) その他職員

管理栄養士 1名

管理栄養士は利用者の栄養状態を把握し、栄養改善サービスの提供を行う。

その他、必要に応じて職員を配置するものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時45分から午後5時45分までとする。

(サービス提供時間帯及び利用定員)

第6条 サービス提供時間及び利用定員は、次のとおりとする。

(1) サービス提供時間帯

午前9時00分から午後4時45分までの間、計画に基づき提供

(2) 利用定員 1日12人

(指定認知症対応型通所介護の提供方法、内容)

第7条 指定介護認知症対応型通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等が作成した居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービス利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助 イ. 移動、移乗の介助 ウ. その他必要な身体の介護

2 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する

ア. 衣類着脱の介護 イ. 身体の清拭、整髪、洗身 ウ. その他必要な入浴の介助

3 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する

ア. 食事の準備、配膳下膳の介助 イ. 食事摂取の介助 ウ. その他必要な食事の介助

4 機能訓練に関すること

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行う。また「心身機能」、「活動」、「参加」の要素にバランス良く働きかける効果的なサービスを提供し、生活機能の維持・向上を図る。

5 生きがい活動等に関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、生きがい活動を実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。

ア. レクリエーション イ. 音楽活動 ウ. 制作活動 エ. 行事的活動 オ. 体操 カ. 養護

6 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車輛には従業員等が添乗して必要な介護を行う

ア. 移動、移乗動作の介助 イ. 送迎

7 認知症ケアに関すること

認知症高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう認知症の状態に合わせた効果的なサービスを提供する。

8 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う

ア. 疾病や障害に関する理解を深めるための相談・助言
イ. 日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談・助言
ウ. 自助具や福祉機器、在宅環境の整備に関する相談・助言
エ. その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(指定介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第8条 指定介護予防認知症対応型通所介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。
- (2) 利用者が介護予防支援事業者の作成する介護予防サービス計画（運動機能の向上、栄養改善等）に基づき、自らの意思に基づいて介護予防プログラムに参加するよう支援する。
- (3) 利用者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
- (4) 利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する。

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第9条 事業又は予防事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医

療福祉サービスの利用状況等に把握に努める。

- 2 利用者の生活環境の変化、サービス利用方法・内容の変更があった場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく事業又は予防事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業又は予防事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第 10 条 事業又は予防事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画を作成する。

- 2 認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、利用者の同意を得る。
- 3 利用者に対し、認知症対応型通所介護計画又は介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(サービスの提供記録の記載)

第 11 条 従業員は、事業又は予防事業を提供した際には、その提供日・内容、当該事業及び予防事業について、利用者にかかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定認知症対応型通所介護及び予防事業の利用料等及び支払いの方法)

第 12 条 事業又は予防事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業又は予防事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に準じて負担する。

- 2 食費等、諸経費については、別紙料金表又は電磁的記録に掲げる費用を徴収する。
- 3 第 1 項及び第 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書又は電磁的記録で説明した上で、支払いに関する利用者の同意を得る。
- 4 事業又は予防事業の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 通常の事業の実施地域は江東区とする。

(契約書の作成)

第 14 条 当該事業及び予防事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面又は電磁的記録を以って説明し、同意を得た上で署名（記名押

印) 又は文書成立の真正を証明する代替え手段を明示する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第 15 条 利用者が事業又は予防事業の提供を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を従業員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 従業員等は、事業又は予防事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2 事業又は予防事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 17 条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 12 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする

(衛生管理等)

第 18 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

(秘密の保持)

第 19 条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、

正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（個人情報提供同意書）又は電磁的記録により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 従業員は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情処理）

第 20 条 管理者は、提供した事業又は予防事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（介護事故発生時の対応及び防止等）

第 21 条 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

- 2 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
- 3 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。
- 4 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに従業者に周知徹底するものとする。
- 5 事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともに定期的な研修を行うものとする。

（地域との連携）

第22条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

2 指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、区職員、地域包括支援センター等、（介護予防）認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 23 条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待発生・再発を予防するための委員会開催と指針の整備
- (2) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) その虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを関係機関へ通報するものとする。

（身体拘束）

第 24 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 25 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 26 条 事業所は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（1）採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

（2）継続研修 年 1 回以上

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、適切な指定認知症対応型通所介護〔指定予防通所事業〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、指定認知症対応型通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から 2 年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人あそか会と事業所の管理

者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成22年5月1日から施行する。

平成24年	4月1日	一部改正
平成24年12月1日		一部改正
平成25年	6月1日	一部改正
平成25年	7月1日	一部改正
平成25年	8月1日	一部改正
平成27年	4月1日	一部改正
平成28年	4月1日	一部改正
平成28年	6月1日	一部改正
平成28年	9月1日	一部改正
令和 元年	5月1日	一部改正
令和 3年	4月1日	一部改正
令和 4年	4月1日	一部改正
令和 5年	4月1日	一部改正
令和 6年	4月1日	一部改正